

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策
に関する実態調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

概括表

水際措置に関する規定の有無 (上段: 申立による差止、下段: 職権による差止)																
	特許権			実用新案権			意匠権			商標権			著作権			
	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	
米国	x	x	x	-	-	-	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
	△	x	x	-	-	-	△	x	x	o	o	△	o	o	△	
オーストラリア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
英国	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
中国	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
韓国	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
EU	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
カナダ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
チリ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	△	△	△	△	
メキシコ	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ペルー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ニュージーランド	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
台湾	o	x	x	o	x	x	o	x	x	o	o	△	o	o	△	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
フィリピン	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
ベトナム	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
タイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
マレーシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	x	x	x	
シンガポール	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
インドネシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
カンボジア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	△	o	x	△	
ミャンマー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ラオス	o	△	△	o	△	△	o	△	△	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ブルネイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	
UAE	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
トルコ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
日本	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	

概括表

	水際措置について			刑事措置について				民事措置について			模倣被害の実態把握状況*3	
	税関登録制度	破産までの費用負担	税関における差止件数の統計調査の有無	営業秘密の不正取得*1	不正ラベル等の故意の使用*1	映画盗撮*1	刑事措置に関する統計調査の有無	法定損害賠償制度*2	追加的損害賠償	民事措置に関する統計調査の有無	模倣被害の実態把握調査	模倣被害の損害額の推定
米国	商標権 著作権	財務没収基金	あり	○	○	○	あり	あり	あり	なし	なし	なし
オーストラリア	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	○	なし	あり	あり	なし	なし	なし
英国	特許権 意匠権 商標権 著作権	歳入関税庁	あり	○	○	○	なし	あり	なし	なし	なし	なし
中国	専利権(特実意) 商標権 著作権	権利者	あり	○	○	○	あり	あり	あり(商標権)	あり	あり	なし
韓国	特許権 意匠権 商標権 著作権	輸出入者 (原則)	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	あり	あり (非公開)
EU	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関当局	あり	各加盟国による				各加盟国による			-	-
カナダ	商標権 著作権	権利者	なし	×	○	○	あり	あり	あり	なし	-	-
チリ	なし	事案により異なる	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	-	-
メキシコ	商標権	刑事事件: 刑事当局 行政事件: 権利者	あり (非公開)	○	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
ペルー	商標権 著作権	権利者又は輸出業者	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ニュージーランド	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	×	なし	あり	あり(著作権)	なし	-	-
台湾	商標権 著作権	被差押人	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	-	-
フィリピン	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	輸入者又は輸出者	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	-	-
ベトナム	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	あり	×	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
タイ	商標権 著作権	輸入者	あり (非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	-	-
マレーシア	なし	権利者	なし	×	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	-	-
シンガポール	なし	権利者	あり (非公開)	○	○	○	あり	あり	あり (著作権のみ)	なし	-	-
インドネシア	なし	規定なし	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
カンボジア	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ミャンマー	商標権	税関	なし	○	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
ラオス	なし	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ブルネイ	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	明確な規定なし	なし	-	-
UAE	商標権	侵害品の所有者	あり (原則非公開)	×	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
トルコ	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関	あり (原則非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり (著作権のみ)	なし	-	-
日本	なし	税関	あり	○	○	○	あり	あり	なし	あり	あり	あり

*1 一設法による対応も含まれる

*2 各国毎に内容が異なる

*3 米国、オーストラリア、英国、中国、韓国、日本について調査

9 メキシコ

9.1 エンフォースメントに係る制度の内容及び運用状況

概要

メキシコにおける水際措置では、税関は、通関の差止等の取締りを行うための独自の権限がなく、権利者が行政又は裁判所に訴えを提起し、裁判所の決定に基づいてのみ対応が可能となっている。なお、独自のシステムとして税関独自の商標登録データベースが設けられており、権利者が事前に登録しておくことで、税関はそのデータベースの情報に基づいて監視を行い、侵害被疑品を発見したときにはその旨を権利者に通知することができる。

メキシコでは行政措置、民事措置及び刑事措置による知的財産の保護及び救済がなされているが、知的財産権侵害に対しては、税関や知的財産庁による行政摘発が中心となっている。行政摘発や刑事告訴により侵害行為が認められた後で民事裁判による損害賠償が可能となる。

表 1 主な関係機関の名称と略称^{1,2}

機関名	英語略称、名称
税関 ³	Administration General Del Aduana (AGA) Servicio de Administracion Tributaria (SAT)
国家知的財産庁 ⁴	Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial (IMPI)
国家著作権局 ⁵	Instituto Nacional Del Derecho de Autor (INDAUTOR)
連邦検察庁 ⁶	Procuraduria General de la Republica (PGR)

9.1.1 水際措置の内容及び実施状況

(1) 対象

メキシコでは、基本的には、一般的な侵害規定に基づく取締りが行われており、水際での取締りの対象となっている知的財産権は、特許、実用新案、意匠、商標及び著作権である⁷。この取締りは、輸入及び輸出の段階で行われ、トランジット中の貨物は対象と

¹ 本調査研究では、税関取締りの対象となる知的財産権として、特許、実用新案、意匠、商標及び著作権を調査対象としており、原産地表示、集積回路配置設計、植物新品種その他の知的財産権として含まれるものは対象としていない。このため、関連機関についても、これらを管轄する機関については記載していない。

² 「世界の産業財産権侵害対策概要ミニガイド メキシコ合衆国」、第2頁～第7頁、2014年11月28日、外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト内、URL: <https://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf/Mexico.html> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

³ (参考) 税関 (SAT) ウェブサイト URL: <http://www.sat.gob.mx/Paginas/Inicio.aspx> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

⁴ (参考) メキシコ国家知的財産庁 (IMPI) ウェブサイト URL: <http://www.gob.mx/imp> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

⁵ (参考) メキシコ国家著作権局 (INDAUTOR) ウェブサイト URL: <http://www.indautor.gob.mx/> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

⁶ (参考) メキシコ連邦検察庁 (PGR) ウェブサイト URL: <http://www.gob.mx/pgr> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

⁷ 本調査研究における調査票調査に基づく。

なっており、特に輸入での取締りが重視されている⁸。

なお、税関には職権で貨物の通関を差し止める独自の権限はなく、管轄官庁からの決定に基づく差止等の措置のみが行われている。税関の場合は、後述のデータベースに基づいて税関が監視を行い、侵害被疑品が発見されると権利者に通知され、権利者から知的財産庁による行政処分又は連邦検察庁による刑事告訴を求める手続を行う。これらの流れについては後述する。

表 2 水際措置の有無⁹

		特許	実用新案	意匠	商標	著作権
輸入	申立差止	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}
	職権差止	×	×	×	×	×
輸出	申立差止	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}
	職権差止	×	×	×	×	×
トランジット	申立差止	×	×	×	×	×
	職権差止	×	×	×	×	×
税関登録制度		×	×	×	○ ^{*2}	×

^{*1} 根拠となる規定は、税関法第144条XXVIII

^{*2} 根拠となる規定は、2011年国際貿易の一般規則¹⁰

(2) 水際措置に関する基本的な規定について

メキシコ法では、水際措置に関する規定は税関法にある。それ以外は、一般的な侵害に関する規定が適用され、侵害品や模倣品の輸入を阻止し、それらを留置・押収するための措置として、刑事措置又は行政措置が行われる。

刑事措置の対象となるのは、a) 登録商標の模倣又はb) 犯罪目的で利益を得るための著作物の無断複製又はその他の著作権の侵害行為が行われた場合であり、行政措置の対象となるのは、特許、実用新案、意匠、商標及び著作権の侵害行為である。

<税関法¹¹>

ARTICLE 144.

The Secretariat shall have, in addition to those conferred by the Fiscal Code of the Federation and other laws, the following powers:

XXVIII. To suspend the free circulation of goods of foreign origin within the bonded warehouse, once the automated selection mechanism has been

⁸ 本調査研究における調査票調査に基づく。

⁹ なお、水際措置の有無の判断は、基本的に質問票調査の回答及びその根拠となる規定の有無に基づく。表2では、根拠となる規定を確認できた場合は「○」とし、根拠となっている規定がない又は不明であるが運用で差止に限らず何らかの取締りを行っている場合は「△」とした。また、根拠となる規定がない又は確認できず、かつ質問票調査等でも確認できなかったものを「×」とした。なお、これらの取締り主体は税関に限らない。加えて、表内の「税関登録制度」は、対象となる権利に関する情報を税関に独自に登録することができる場合を○とした。

¹⁰ 本調査研究における調査票調査に基づく。

¹¹ “Customs Law (as amended up to December 9, 2013),” World International Property Organization (WIPO), WIPO Lex ウェブサイト内、URL: <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=14600> (最終アクセス日: 2017年3月13日) なお、ここに挙げたリンク先はスペイン語のみである。本章に掲げた英文は、質問票の回答に記載されたものを参照している。

activated, upon a resolution issued by the competent administrative or judicial authority on **intellectual property**, and immediately put it at its disposal where the aforementioned authorities point out.

第144条

税関当局は、連邦租税その他の法律により与えられた権限に加え、下記の権限を有する。

XXXVIII 自動的な選択手段が行われて、知的財産権に関する所管行政庁又は権限のある裁判官が決定をした場合に、保税倉庫内にある外国起源の商品の自由な流通を一時停止させ、前記権限を有する者が指定した商品を早急に廃棄すること。

<産業財産権法¹²>

第223条 次の行為は犯罪を構成する。

- (I) 第213条(II)から(XXII)までに規定する行為に関して最初の行政制裁が執行された後に、同一行為を繰り返すこと
- (II) 商業的規模で、かつ、不正の目的により、本法で保護される商標を偽ること
- (III) 商業的規模で、かつ、不正の目的により、本法で保護される商標の偽造を表示する物を生産、所持、輸送、国内への持込み、供給又は販売すること。同様に、本法で保護される商標の偽造を表示する物の生産を意図して、あらゆる形態の原料又は他の材料を、悪意で提供又は供給すること

<連邦刑法^{13,14}>

Article 424.- Punishment in the form of imprisonment terms from three to ten years, in addition to fines equivalent to three hundred to three thousand salary days shall be imposed to:

...

- III. Anyone who knowingly uses, in order to obtain profit and without the corresponding authorization, Copyrights protected by the Federal Copyright Law.

第424条

以下の者には、6ヶ月から6年の禁固刑、並びに300日から3000日の給料に相当する罰金が科される。

第III項 連邦著作権法によって保護されている著作物を、偽って、営利目的のため、そして該当する認可無しに使用する者。

Article 424 BIS.- Punishment in the form of imprisonment terms from six months to six years, in addition to fines equivalent to from two thousand to twenty thousand

¹² 日本語訳は、「メキシコ 産業財産権法」、日本特許庁ウェブサイト 外国産業財産権制度情報、URL: <http://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/mexico/sangyou.pdf> (最終アクセス日: 2017年3月13日)を参照した。

¹³ “Federal Criminal Code (as amended up to July 14, 2014),” World International Property Organization (WIPO), WIPO Lex ウェブサイト内、URL: <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=15203> (最終アクセス日: 2017年3月13日) なお、ここに挙げたリンク先はスペイン語のみである。本章に掲げた英文は、質問票の回答に記載されたものを参照している。

¹⁴ 日本語訳は、仮訳である。以下、本章において、特に断りのない限り日本語訳は仮訳である。

salary days shall be imposed to:

I. Whoever produces, reproduces, enters the country, stores, transports, distributes, sells or leases copies of works, phonograms, videograms or books, protected by the Federal Law of Copyright, in fraudulent form, with the purpose of commercial speculation and without the authorization that in the terms of the aforementioned Law must grant the holder of copyright or of the related rights. …

第424条の2

以下の者には、3年から10年の禁固刑、並びに2,000日から20,000日の給料に相当する罰金が科される。

第I項 連邦著作権法にて保護されている著作物、録音物、映像物、あるいは書物のコピーを、偽って、営利目的のために、先の法律に定められる条項に従って著作権保持者又は関連著作権の保持者が付与する認可なくして、製造、複製、国内に持ち込む、保管、流通、販売、あるいは賃貸する者。

Article 426. Prison shall be imposed from six months to four years and from three hundred to three thousand days fine, in the following cases:

I. Whoever manufactures, imports, sells or leases a device or system for decrypting a Encrypted satellite, carrier of programs, without authorization of the legitimate distributor of said signal, …

第426条

以下の者には、6ヶ月から4年の禁固刑、並びに300日から3000日の給料に相当する罰金が科される。

第I項 暗号化された衛星信号、プログラム搬送波を、その信号の合法的な販売業者の認可を得ずしてこれを解読するための装置やシステムを製造、輸入、販売又は賃貸する者。 …

(3) 保護態様

税関には、検査は捜査を行う権限はあるが¹⁵独自に通関の差止処分等を行う権限はない。税関はこの税関用の商標データベース (Base Marcaria) に登録された情報に基づいて監視を行い、模倣品であると疑いのある商品や混同が生じるほど類似すると考えられる商標が付された商品などを監視し、権利者に法的措置を行うよう通知をすることができる。メキシコでは、税関における職権での取締りはできないが、このデータベースにより、より迅速な措置が取れるようになると期待されている。

そして、権利者は、税関の通知を受けると所定の期間内にメキシコ知的財産庁へ行政措置又は検察当局への刑事告発を行う。税関は、これらの機関の決定に基づいて差止等の水際措置を行うことになる。メキシコにおける水際措置の特徴としては、商標に関し、メキシコ知的財産庁 (IMPI¹⁶) のデータベースとは別に税関用のデータベースが用意されている点である。

¹⁵ 前掲脚注2参照、第26頁。

¹⁶ IMPI: Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial (Mexican Institute of Industrial Property)

(4) 税関登録について¹⁷

メキシコでは、商標に関して「Base Marcaria」という税関用の商標データベースがある。この税関用商標データベースは、登録商標の情報と共に、権利者が許諾した輸入者やライセンシーの情報等を登録しておき、侵害被疑品が通関しようとしたときに、権利者が何らかの法的措置をとるよう通知するために使用される。このデータベースは、2012年1月2日から運用が開始された。

このデータベースを管理するのは、AGA (the General Customs Administration) であり、権利者は以下のような内容を記載した書面を提出する。

- ・登録商標に基づく保護対象となる語
- ・権利者の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス（メキシコにおける法的代理人も同様）
- ・登録商標の登録番号
- ・関連する商品の関税コード
- ・外観の特徴、技術の特徴を含む商品の詳細な記述、その他商品を識別できるその他の情報
- ・商標登録の有効期間
- ・許諾を受けた輸入者又はディストリビューターの会社名（任意）
- ・商標のロゴ
- ・商品の写真、包装のデザイン（任意）

AGAは書面を受領すると、書面に記載された登録商標に関する情報について、IMPIに問い合わせ、IMPIはその内容を確認する。その後、Base Marcariaに登録商標とその関連情報が登録される。

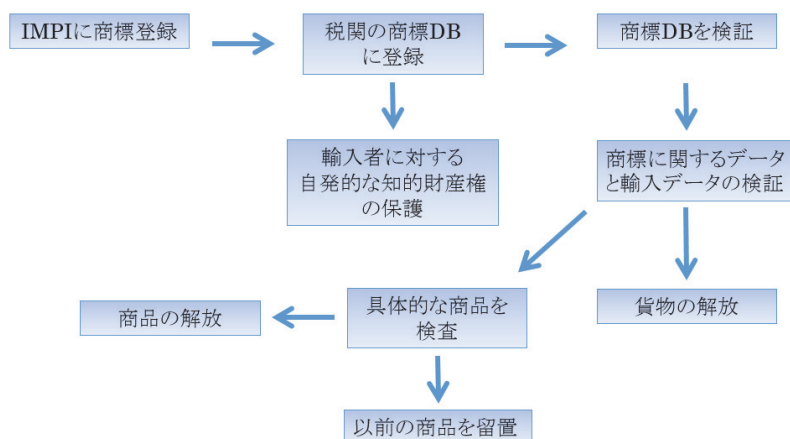


図 1 IMPI-メキシコ税関の商標データベース¹⁸

¹⁷ 本調査研究における調査票調査に基づく。また、全体的な概要については、前掲脚注 2 又は Juan Carlos Amaro, "World Trade Mark Review Anti-counterfeiting 2015-Mexico," World Trademark Review, URL: <http://www.worldtrademarkreview.com/Intelligence/Anti-counterfeiting/2015/Country-chapters/Mexico> (最終アクセス日: 2017年3月13日) に詳しい。

¹⁸ 本調査研究における調査票調査に基づく。

(5) 税関における模倣品の差止から処分までの流れについて¹⁹

前提として、税関の職員には、侵害被疑品を発見した場合でも、その通関を独自に差し止める権限はない。差止を行うには、必ず刑事、行政又は司法当局からの命令が必要となる。また、現在のところ税関用データベースは商標のみが対象となっている（税関法第144条、同法第36条、国税庁貿易細則 規則3.1.17）ことから監視対象も商標が中心となっている。

手続の流れとしては、まず、税関は、税関用商標データベース「Base Marcaria」に登録された情報に基づき、輸入品に対して検査手続を実施する。そして、侵害被疑品が発見されると、税関は権利者にその旨を通知する。

税関から通知を受け取った権利者は、刑事又は行政当局に訴えを提起し、正式な事実審を経て、その決定に承服又は不服申立手段が尽きた場合、最終決定を受ける。その決定に応じて、侵害品や模倣品が廃棄処分となる。

表 3 税関における差止から廃棄までの主な流れ

手続	手続の概要
1. 検知／通知	税関は、輸入品に対し、DB の情報に基づいて検査手続を実施する。
2. 正式な法的措置	税関から通知を受けた権利者は、管轄（刑事又は行政）当局に正式な訴えを提起する。
3. 手続	（刑事又は行政）手続が実施され、正式事実審理の形で行われる。
4. 最終決定	決定が出され、上訴／不服申立ての余地がないときは、権利者は、最終決定を受ける。
5 廃棄処分	最終決定の結果、侵害品及び又は模倣品が廃棄される。

(6) 税関における差止から廃棄処分までの費用負担

費用負担は事案により異なる。刑事事件となる場合は、権利者側の費用負担はなく、刑事当局が関連費用を負担する（連邦刑法第40条）。

行政事件の場合、最終決定があった場合のみ権利者が費用を負担する。ただし、これらの費用は民事訴訟の損害賠償の一部として被告側に請求することができる（連邦刑法第199条の2第4項、同法第211条、同法第212条、同法第212条の1、同法第212条の2）²⁰。

<連邦刑法²¹>

ARTICLE 199 bis.

In administrative action procedures relating to the infringement of any of the rights protected by this Law, the Institute may adopt the following measures:

...

¹⁹ 本調査研究における調査票調査に基づく。

²⁰ 本調査研究における調査票調査に基づく。

²¹ “Copyright Law (Legislative Decree No. 822),” World International Property Organization (WIPO), WIPO Lex ウェブサイト内、URL: http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129300（最終アクセス日：2017年2月1日）

IV. order the seizure of goods, which shall take place in accordance with the provisions of Articles 211 to 212 bis.2;

第199条の2

本法によって保護される権利の侵害に関する行政訴訟手続において、産業財産庁は、以下の手続を取ることができる。

...

IV. 商品押収命令。この押収は、第211条乃至第212条の2(2)の規定に従って行われる。

ARTICLE 211.

If in the course of the inspection irrefutable proof is provided of any of the acts having been committed or the events having occurred that are provided for in Articles 213 and 223, the inspector shall, as a precautionary measure, confiscate the products with which such infringements or offenses were presumably committed, and shall make an inventory of the goods confiscated, which shall be mentioned in the record of the inspection, the person in charge or the proprietor of the establishment in which they were found being designated as depositary if said establishment has fixed premises, failing which the products shall be consigned to the Institute. If acts are involved that could possibly constitute offenses, the Institute shall state that fact in the ruling that it issues on the subject.

第211条

第213条及び第223条に規定される行為又は事由があったことを示す反駁不能な証拠が検査の過程で提供された場合、検査官は、予防的措置として、そのような侵害又は犯罪に関係すると推定される製品を押収し、押収物の目録を作成する。この目録は、検査の記録に記載されるものとし、当該押収物が発見された事業所が固定施設である場合には、当該事業所の管理者又は所有者がその押収物の保管者として任命され、任命されない場合には、その物品は、産業財産庁に引き渡される。犯罪に該当する可能性のある行為が関係している場合は、産業財産庁は、対象について下す判断においてその事実を述べる。

ARTICLE 212.

A copy of the inspection record shall be left with the person with whom the inspection was arranged, even where that person has refused to sign it, its validity being unaffected thereby.

第212条

検査記録の写しが検査対象者に提供され、対象者が署名を拒否した場合であっても、その有効性は影響されない。

ARTICLE 212 bis.

The confiscation referred to in Article 211 of this Law may be practiced on:

- I. equipment, instruments, machinery, devices, designs, specifications, plans, manuals, molds, printing blocks, plates and, in general, any other means used in the performance or perpetration of the acts regarded in this Law as infringements or offenses;
- II. Books, registries, documents, models, samples, labels, paperwork, advertising

material, invoices and, in general, any other material from which elements of proof may be inferred; and

III. merchandise, products and any other goods in relation to which the infringement of the rights protected by this Law takes place.

第212条の2

本法第211条の押収は、以下のものに対して行うことができる。

- I. 本法において侵害または犯罪とみなされる行為の実施または準備に使用された装置、器具、機械、機器、設計図、仕様書、図面、マニュアル、型、版木、図版その他の手段全般
- II. 証拠の要素が推測される帳簿、登録簿、書類、見本、証紙、文書類、広告物、インボイスその他の資料全般
- III. 本法によって保護される権利の侵害に関係する商品、製品その他の物品

ARTICLE 212 bis 1.

In the confiscation of goods referred to in the previous Article, the person or institution whom or which the party applying for the measure appoints under his own responsibility shall be the preferred depositary.

第212条の1

前条の物品の押収にあたり、当該措置を求める当事者が自己の責任の下に任命する人又は機関を優先保管者とする。

ARTICLE 212 bis 2.

In the event of the final ruling on the substance of the dispute finding that an administrative infringement has indeed been committed, the Institute shall decide on the fate of the confiscated goods, after hearing the parties, and in doing so shall abide by the following rules:

- I. it shall make available to the competent judicial authority the goods that have been confiscated as soon as it receives notice that the judicial action seeking compensation for material damages or payment of damages has been initiated;
- II. it shall place them at the disposal of any persons specified by the award where an arbitration procedure has been chosen;
- III. it shall where appropriate proceed according to the terms laid down in the agreement that the owner concerned and the presumed infringer have entered into regarding the fate of the goods;
- IV. in the cases not included in the previous subparagraphs, each of the parties concerned shall submit in writing, within the five days following that on which they are given sight thereof, his proposal regarding the fate of the confiscated goods that have been withdrawn from circulation or whose marketing has been prohibited;
- V. it shall give the parties sight of the proposals submitted in order that they, by common consent, may decide on the fate of said goods, which decision they shall communicate to the Institute in writing within the five days following that on

which they were given sight; and

VI. if the parties fail to announce in writing their agreement on the fate of the goods within the period allowed, or if none of the situations referred to in subparagraphs I to III above has arisen within a period of 90 days from the issue of the final decision, the board of Directors of the Institute may decide on:

- a) the donation of the goods to departments and agencies of the Federal Public Administration, states, municipal councils or public, charity or social security institutions, provided that the public interest is not affected thereby; or
- b) the destruction thereof

第 212 条の 2

行政上の違反が実際に行われたとする紛争の実体についての最終決定がなされた場合、産業財産庁は、当事者の聴聞を行った上で、押収品の処分を決定し、その際には以下の定めに従う。

- I. 重大な損害の賠償又は損害賠償金の支払を求める法的措置が提起されたとの通知を受領次第、押収物を管轄司法当局に提供すること。
- II. 仲裁手続が選択された場合には仲裁判断によって指定される者の自由裁量に委ねること。
- III. 適切な場合には、関係所有者と侵害者とされる者との間で物品の処分に関して締結された契約に定める条件に従って進めること。
- IV. 前各号に該当しない場合、各関係者は、そのことを知らされたときから 5 日以内に、流通から回収され又は販売を禁止された押収物の処分に関する提案を書面で提出すること。
- V. 当該押収物の処分について当事者が合意により決定することができるよう、提出された提案を当事者に知らせること。当事者は、その後 5 日以内に、合意した決定を産業財産庁に書面で通知すること。
- VI. 所定の期間内に物品の処分についての合意を書面で知らせない場合又は最終決定が出されてから 90 日以内に前 I 号乃至 III 号の状況が生じない場合、産業財産庁の理事会は、以下のいずれかの決定を行う。
 - a) 物品を連邦公共管理庁、州、自治体、公共機関、慈善団体又は社会保障団体の部局及び機関に物品を寄付すること。ただし、これによって、公共の利益が害されないことを条件とする。
 - b) 押収物を廃棄処分にすること。

(7) 税関と権利者等との連携について

税関と権利者とが協力する正式なシステムはない²²。なお、先に挙げた税関用商標データベースは、メキシコの水際における取締りで非常に重要な役割を担っている。税関は侵害被疑品の通関に対し、十分な権限を有していないが、このデータベースによって侵害被疑品の発見に大きく寄与し、また侵害品に対する迅速な対応にも一役かっている。

また、2014年及び2015年には、税関の担当官に対し、真贋判定のトレーニングなどがなされており、その際に権利者が自らの商品等に関する真贋判定のポイントなどを講義するような機会もあった。このようなトレーニングは税関だけでなく、他の関係機関でも行われている²³。

²² 本調査研究における調査票調査に基づく。

²³ Juan Carlos Amaro (Becerril, Coca & Becerril, SC), "Anti-counterfeiting 2013, Mexico," World Trademark Review, URL: <http://www.bcb.com.mx/wp-content/uploads/2014/03/AntiCounterfeitingGuide.pdf> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

(8) 税関における模倣品の差止件数の統計調査について

メキシコでは、2015年の半ばに模倣品の差止件数の統計調査が行われたが、その結果は公表されていない²⁴。

9.1.2 刑事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

刑事措置は、連邦検察庁の管轄であり、水際措置に限らず国内の模倣品に対して権限を有している。2010年の刑法及び産業財産権法の改正により、連邦検察庁は職権で侵害行為に対する捜査ができるようになっており、商標権や著作権侵害で典型的に利用され、効果をあげている^{25,26}。

表 4 営業秘密・不正ラベル等・映画盗撮に関する刑事措置の概要

内容	罰則	刑事罰規定
営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定	2年から6年の懲役及びメキシコシティで支払われる一般最低賃金の100から10,000日分までの罰金	産業財産権法第224条
不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定	3年から10年の拘禁及びメキシコシティで支払われる一般最低賃金の2,000から20,000日分までの罰金	産業財産権法第224条
映画の盗撮に関する刑事罰規定	なし	なし

(2) 営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定

営業秘密の保護に関しては、産業財産権法第84条及び第85条に秘密保持義務が規定されている。これに対し、民事上の賠償義務は同法第86条に規定されており、刑事上の罰については、同法第223条第IV項、第V項、及び第VI項に規定されている。

<産業財産権法>

第85条 職種、雇用内容、業務若しくは地位、職業慣行又は企業関係行為に基づき、秘密情報であることを告知された営業秘密に接する者は、正当な事由があり、かつ当該秘密の所有者又はその使用权者の同意がある場合を除いて、その秘密を開示してはならない。

第86条 いかなる個人又は企業も、営業秘密を取得する目的の下に、他の者のために現在働いているか過去に働いたことのある労働者を、又はその者のために現在サービスを提供しているか過去に提供したことのある専門家、アドバイザー若しくはコンサル

²⁴ 本調査研究における調査票調査に基づく。

²⁵ 前掲脚注2参照、第22～24頁。

²⁶ Sergio Rangel, “BEAT THE COUNTERFEITERS IN MEXICO - MANAGING INTELLECTUAL PROPERTY, SPECIAL FOCUS: ANTI-COUNTERFEITING, MAY 2010,” OLIVARES, URL: <http://www.olivares.com.mx/En/Knowledge/Articles/AntiPiracyAntiCounterfeitingArticles/BeatthecounterfeitersinMexico> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

タントを雇用するものは、当該の者に生じた損害について賠償義務を負う。営業秘密を構成する情報を違法な手段により取得した個人又は企業も、同様に損害賠償義務を負う。

第223条 次の行為は犯罪を構成する。

(中略)

(IV) 雇用、地位、責任、職業上若しくは事業上の関係により、又は使用のライセンスを許諾した結果として知るに至った営業秘密を、その秘密性について告知されたにも拘らず、当該秘密の所有者の同意を得ることなく第三者に開示する行為で、この行為が自己若しくは当該第三者の経済的利益を図り又は秘密所有者を害する目的でなされたものである場合

(V) 他人の営業秘密を利用し又は第三者に開示するために、正当な権限なく、かつ、当該秘密の所有者又は使用権者の同意を得ることなく、その秘密を盗む行為で、この行為が自己若しくは当該第三者の経済的利益を図り又は秘密所有者若しくは使用権者を害することを目的としてなされたものである場合

(VI) 雇用、責任若しくは地位又は職業上若しくは事業上の関係により知るに至った、又は第三者からその者が開示権限を有していないことを知りながら開示を受けた営業秘密情報を、当該営業秘密の所有者又は使用権者の同意を得ることなく、自己若しくは第三者の経済的利益を図り又は当該秘密の所有者若しくは使用権者を害する目的で使用すること

第224条

本法第223条(I)又は(IV)、(V)、(VI)に規定する犯罪を実行した者は、2年から6年の懲役及びメキシコシティで支払われる一般最低賃金の100から10,000日分までの罰金を科せられる。(後略) 第223条(II)又は(III)に規定する犯罪の場合は、3年から10年の拘禁及びメキシコシティで支払われる一般最低賃金の2,000から20,000日分までの罰金を科せられる。

(3) 不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定

不正ラベル・不正包装の故意の使用に関しては、一般的な侵害の規定が適用される。産業財産権法第223条(III)で商標の偽造を表示する物について、国内への持ち込みや供給、販売することが犯罪を構成すると規定されている。また、偽造された商標が表示された物の生産をするための材料や原料を提供又は供給することも犯罪に該当すると規定している。

<産業財産権法>

第223条 次の行為は犯罪を構成する。

(III) 商業的規模で、かつ、不正の目的により、本法で保護される商標の偽造を表示する物を生産、所持、輸送、国内への持ち込み、供給又は販売すること。同様に、

本法で保護される商標の偽造を表示する物の生産を意図して、あらゆる形態の原料又は他の材料を、悪意で提供又は供給すること

第224条

本法（前略）第223条(II)又は(III)に規定する犯罪の場合は、3年から10年の拘禁及びメキシコシティで支払われる一般最低賃金の2,000から20,000日分までの罰金を科せられる。

(4) 映画盗撮に関する刑事罰規定について

メキシコでは映画の盗撮に関する刑事罰規定はない²⁷。

(5) 模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査について

メキシコでは、模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査は行われていない²⁸。

9.1.3 民事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

メキシコでは、知的財産権の侵害に対しては、行政措置と刑事告訴による対応が中心となっており、特に行政措置による措置が重視されている。民事措置については、まず、知的財産庁による摘発や侵害判断に基づくことが基本となっており、民事訴訟を提起する前に知的財産庁による摘発、それに続く侵害判断を経る必要がある。裁判所は侵害判断の結果を受けて差止や廃棄、損害賠償を損害賠償の判断を行う²⁹。

このため、権利者は、直接損害賠償を求めることはできず、まず、侵害の有無のみを検討するための行政上の侵害請求又は刑事訴訟を提起する必要がある。この手続が終了し、侵害であるという最終決定がなされたのち（不服申立て手段がなくなったとき）、新たに損害の賠償を求める民事裁判を提起する必要がある（商法第6条の2最終段落）³⁰。

なお、侵害の判断がなされるためには、事案に応じて7年から10年を要するとされており、その後損害賠償の訴訟を提起するとなると、権利者にとっては当該訴訟のための証拠の確保等の問題で難しく、結果的に損害賠償まで至る企業や個人は限られてしまうという問題がある。

²⁷ 本調査研究における調査票調査に基づく。

²⁸ 本調査研究における調査票調査に基づく。

²⁹ 前掲脚注2参照、第22～24頁。

³⁰ 本調査研究における調査票調査に基づく。

表 5 民事措置の概要

内容	損害賠償の内容	規定
法定損害賠償	権利の侵害による物質的損害の賠償又はその他の損害及び不利益の補償の金額は、如何なる場合にも、関係する商品又はサービスの市場における販売価格又は提供価格の40パーセントを下回ってはならない。	産業財産権法第221条の2
	当該犯罪によって被った損害について、第221条の2に定めるところに従い加害者に対し補償及び損害賠償金の支払を請求することができる。	産業財産権法第226条
追加的損害賠償	なし	なし

(2) 模倣品被害に対する損害賠償制度について

模倣品被害に対する特別な規定はなく、一般的な民事上の損害賠償に関する規定が適用される。まず、産業財産権法では損害賠償に関する以下のような規定がある。

下記の規定では、第226条で行政摘発あるいは刑事告訴の後にその侵害行為で被った損害に対する民事的救済として損害賠償の請求をすることができると定めており、その額は関係する商品又はサービスについて市場における販売価格又は提供価格の40パーセントを下回ってはならないと規定されている。

<産業財産権法>

第24条

特許権が付与された場合は、特許権者は、特許出願についての公開が官報によって有効になされた後、当該特許付与前に特許権者の承諾を得ずに特許対象たる方法又は物を使用した第三者に対し、損害賠償を請求することができる。

第221条の2

本法に規定する1又は複数の産業財産権の侵害が関与している場合において、そのような権利の侵害による物質的損害の賠償又はその他の損害及び不利益の補償の金額は、如何なる場合にも、関係する商品又はサービスの市場における販売価格又は提供価格の40パーセントを下回ってはならない。

第226条

本法にいう犯罪の何れかによる被害を受けた者は、それについて刑事訴訟手続が開始されたか否かに拘らず、当該犯罪によって被った損害について、第221条の2に定めるところに従い加害者に対し補償及び損害賠償金の支払を請求することができる。

その他、連邦民法において、「損害」とは、「他の当事者の作為及び／又は不作為の直接の結果である個人又は法人の家産又は資産の減少」であると定義されており、また、「損失」とは、「個人又は会社が受け取る権利があり、受領又は取得することを合理的に期待している合法的な収益又は利益を、他の当事者の作為又は不作為の結果、受領で

きないこと」と定義されている（連邦民法第2108条、第2109条、及び第2110条）。

この定義から鑑みると、メキシコ法では派生的損害賠償金又は付带的損害賠償金あるいは懲罰的損害賠償金に関する規定はないといえる。損害と損失の定義によるとその額には制限があり、原告側はその請求の根拠を十分に示さなければならない。裁判官の立場からしても、事件の具体的な事情を解釈して、提出された証拠によって明らかにされた実際の損害及び／又は損失よりも遙かに高い金額を認める裁量はほとんどない。このため、メキシコでの損害賠償は高額にはならず、比較的low額に留まることが多いという指摘がある³¹。

（3）追加的損害賠償制度について

上述のように、追加的損害賠償制度は、メキシコでは設けられていない³²。

（4）模倣被害に対する民事措置に関する統計調査について

メキシコでは、模倣被害に対する民事措置に関する統計調査は行われていない³³。

³¹ 本調査研究における調査票調査に基づく。

³² 本調査研究における調査票調査に基づく。

³³ 本調査研究における調査票調査に基づく。

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>